

第五次多摩市総合計画 第3期基本計画（案）

- 本計画案は、今後、総合計画審議会、パブリックコメント
でのご意見を踏まえて、記載内容の最終調整を行う予定
です。

多 摩 市

市長より

～第五次多摩市総合計画 第3期基本計画のスタートにあたって～

目次

はじめに	1
1 第五次多摩市総合計画の位置づけ	1
2 第五次多摩市総合計画の構成	1
3 第五次多摩市総合計画第3期基本計画について	4
基本構想（2011（平成23）年度からの概ね20年間）	9
第1章 まちづくりの基本理念	11
第2章 将来都市像	12
第3章 目指すまちの姿	13
第4章 「目指すまちの姿」の実現に向けた基本姿勢	16
第3期基本計画（2019年度からの概ね10年間）	17
第1編 第3期基本計画策定にあたっての前提	17
1 計画策定の背景	18
2 「健幸まちづくりのさらなる推進」に向けて～重点課題・重点課題解決に向けた視点～	28
第2編 分野別計画	37
1 分野別計画の見方	38
2 基本計画の目標体系	42
第1章 子育て・子育てをみんなで支え、子どもたちの明るい声がひびくまち	44
第2章 みんなが明るく、安心して、いきいきと暮らしているまち	64
第3章 みんなで楽しみながら地域づくりを進めるまち	88
第4章 働き、学び、遊び みんなが活気と魅力を感じるまち	106
第5章 いつまでもみんなが住み続けられる安全で快適なまち	116
第6章 人、自然、地球 みんなで環境を大切にするまち	134
第3編 計画を推進するために	145
1 計画を推進するための行財政運営の考え方	146
2 計画を推進するための取り組み	147
資料編	155
施策の成果指標・目標値一覧	156
大きな財源を伴う施設整備等（「平成31年度中期財政見通し」より）	161
第3期基本計画の策定体制	170
第3期基本計画の策定経過	178
用語の解説	180

はじめに

1 第五次多摩市総合計画の位置づけ

総合計画は、多摩市の将来都市像とまちづくりの基本的な方向性を示し、市民^{※1}と行政の共通の目標として、総合的・計画的にまちづくりを進める上での根幹となる計画です。

また、多摩市の様々な行政計画（部門別計画、個別計画など）の中で、最上位に位置づけられる計画です。

2 第五次多摩市総合計画の構成

総合計画は、基本構想と基本計画の2層で構成されるとともに、評価・予算との連動（PDCAサイクル^{※2}）と行財政改革により推進していきます。それぞれの概要は以下のとおりです。

(1) 基本構想

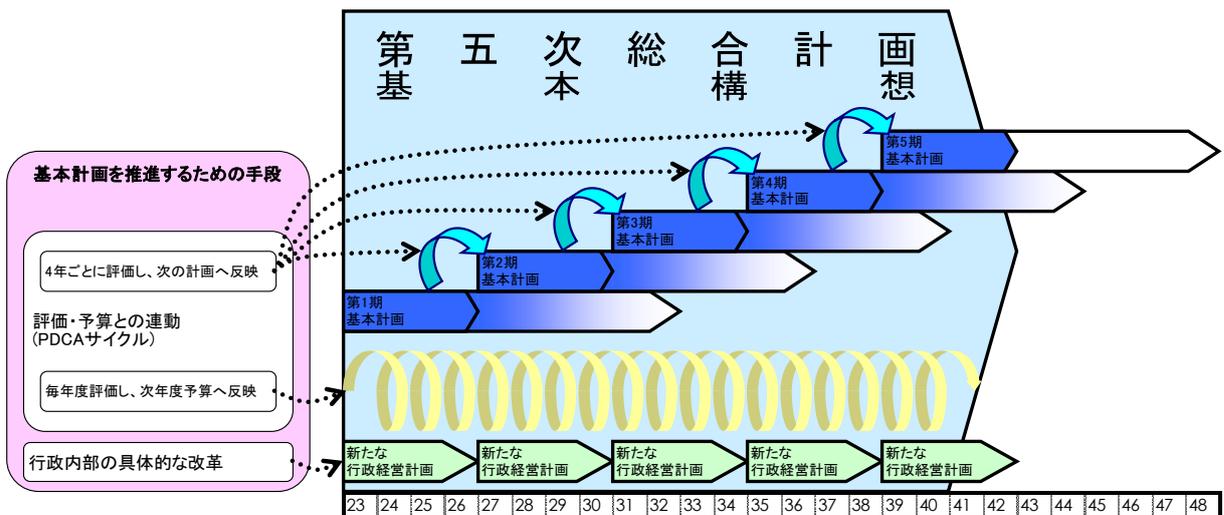
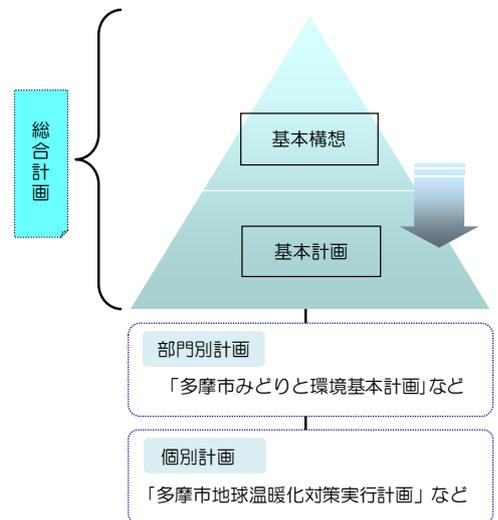
期間：2011（平成 23）年度からの概ね 20 年間

概要：概ね 20 年後を見据えた、まちづくりの基本理念のもと多摩市の将来都市像や、目指すまちの姿、「目指すまちの姿」の実現に向けた基本姿勢などを示します。期間中の社会・経済情勢の動向等を見極めながら、必要に応じて見直しを行います。

(2) 第 3 期基本計画

期間：2019（平成 31）年度からの概ね 10 年間

概要：基本構想に定めた「目指すまちの姿」を実現していくための政策、施策や財政の見通し等を示します。また、目標の達成状況を把握するための成果指標を設定します。計画の実効性を確保するため、4 年ごとに 10 年間の計画として改定していきます。



※1 **市民**：市内に住んでいる人だけでなく、仕事先や学校が市内にある人、市内で事業を営んでいる法人、市内で活動する団体（NPO 団体・自治会等）を含む（多摩市自治基本条例第 3 条第 2 項）

※2 **PDCA サイクル**：Plan-Do-Check-Action（計画-実行-評価-改善）のプロセスを繰り返すことにより、事業活動を常に向上させていこうとするマネジメント手法のこと

(3) 全体構成図

基本構想

基本構想は概ね 20 年後の多摩市が目指すまちの姿を表したまちのビジョンです
まちづくりの基本理念のもと多摩市の将来都市像や目指すまちの姿などを示します

まちづくりの基本理念

基本構想のバックボーンであり、今後 20 年間の多摩市のまちづくりにおける最も基本となる考え方として、3 つの基本理念を設定しました

- 1 市民主権による新しい地域社会の創造
- 2 豊かなまちを次代へ継承
- 3 自立的な都市経営

将来都市像

多摩市の将来のあるべき姿を市民・議会・行政が共有するものとして
イメージしやすい言葉で表現しました

みんなが笑顔 いのちにぎわうまち 多摩

目指すまちの姿

将来都市像が実現したときのまちの姿で、4 つの視点と 6 つの「目指すまちの姿」及び
その取り組みの方向性を示しました

市民の暮らし		市民の力・ 地域の力	活力ある都市		環境
①子育て・子 育ちをみんな で支え、子ども たちの明るい 声がひびくまち	②みんなが明 るく、安心し て、いきいきと 暮らしているま ち	③みんなで楽 しみながら地 域づくりを進め るまち	④働き、学 び、遊び じん んなが活気と魅 力を感じるま ち	⑤いつまでも みんなが住み 続けられる安 全で快適なま ち	⑥人、自然、 地球 みんな で環境を大切 にするまち

「目指すまちの姿」の実現を支える

「目指すまちの姿」の実現に向けた基本姿勢

「目指すまちの姿」を実現していくための取り組み姿勢を 2 つ決めました

- 1 市民主体のまちづくりの推進
- 2 持続可能な質の高い行財政運営の推進

目指すまちの姿を具体化し、まちづくりの方向性を示す

基本計画

基本計画は基本構想に定めた「目指すまちの姿」を実現するための方向性や取り組み、市民が果たすことのできる役割、財政の見通し等を示します

基盤となる 考え方

健幸まちづくりのさらなる推進

分野別計画の目標達成により目指すまちの姿の実現に寄与

分野別計画

政策(13)

「目指すまちの姿」を実現するための政策として、現状と課題を提示します。

施策(38)

政策を実現するための方向性や取り組みを示します。成果指標を設定し、毎年度達成状況を把握しながら、優先度などを検証し、取り組みを推進します。
また、市民が果たすことのできる役割を例示として示します。

<重点課題1> 超高齢社会への挑戦

◆重点課題解決に向けた視点

- ①だれもがいきいきと生活できるための健康づくり活動の支援
- ②介護予防・フレイル（虚弱）予防のさらなる充実
- ③地域医療・介護体制を支えるしくみづくり
- ④高齢者の居場所づくりと地域における支援体制の充実
- ⑤だれもが安心して外出することができるための交通体系・交通環境の充実
- ⑥だれもが安心して住み続けられるための住み替え・居住支援

<重点課題2>

若者世代・子育て世代が幸せに暮らせるためのまちの基盤づくり

◆重点課題解決に向けた視点

- ①子育てがしやすいと思える保育・教育環境の充実
- ②市独自の子ども・子育て支援や教育の推進
- ③支援を必要とする子ども・若者へのサポート・体制づくり
- ④子育て世代にもやさしい都市基盤の維持・向上
- ⑤駅周辺の再整備・再構築によるまちの個性と魅力の創出
- ⑥様々な選択肢をもった働き方を実現するための環境整備

<重点課題3>

市民・地域と行政との新たな協働のしくみづくり

◆重点課題解決に向けた視点

- ①地域活動を市が後押しするためのしくみづくり
- ②だれもが地域活動に参画できる環境整備
- ③「だれもが支え手」の地域づくり
- ④地域防災・防犯活動を通じた結びつきの強化
- ⑤多様性を尊重し、だれもがいきいきと活躍できるまちづくりの推進
- ⑥現役世代の声を地域に活かすしくみづくり

計画を推進 するために

① 行財政運営手法の転換

② 都市基盤を含む公共施設等のマネジメント

③ 内部改革の推進

④ 「選んでもらえるまち」の実現に向けたシテイセールの推進

⑤ 総合計画の進行管理

3 第五次多摩市総合計画第3期基本計画について

(1) 位置づけ

第3期基本計画は、各部門別・個別計画の上位計画として、それぞれの計画が目指すべき方向性や事業の体系等を示し、各計画間の整合性や連携を図るための指針となるものです。

(2) 計画期間

計画期間は、2019（平成31）年度から概ね10年間の計画としながら、計画の実効性を確保するため、また、4年ごとに選出される市長の公約も踏まえ、4年ごとに改定します。

(3) 計画改定の基本的な考え方

2018（平成30）年3月1日に決定した「（仮称）第五次多摩市総合計画第3期基本計画改定方針」では、下記の考え方に基づいて、計画を策定するとしており、これらが「第五次多摩市総合計画第3期基本計画」の大きなポイントとなっています。

「（仮称）第五次多摩市総合計画第3期基本計画改定方針」抜粋

① 基本構想における将来都市像の実現を目指した計画の改定

基本構想に掲げた将来都市像を実現する上で、真に必要な施策の立案、次期4年間で解決すべき課題や具体的に取り組むべき事項を明らかにし、より実効性の高い計画として改定する。

② 社会のあり方の変化を捉えた計画の改定

人口減少、少子社会、超高齢社会が進む中で、これまで前提としてきた社会のあり方が変化することを捉える必要がある。

特に、市民生活の面では、共働き世帯が前提となること、高齢者は定年退職後も就労することが当たり前になりつつある。あわせて、晩婚化等を背景に単身世帯の増加も進み、地域のあり方も大きく変容しつつある。また、消費増税や社会保障改革等によって、家計への負担も増大し、若い世代を中心に今の社会のあり方に生きにくさを感じている人々がいる状況がある。

他方、生活環境の面では、ICT技術の急速な発達により、情報の摂取方法も変化し、必要なものはインターネットですべてのものが購入できる社会に変わりつつあるなど、今当然に行われていることが数年経つと価値が変わってしまうという不確実な要素を含んでいる状況にある。

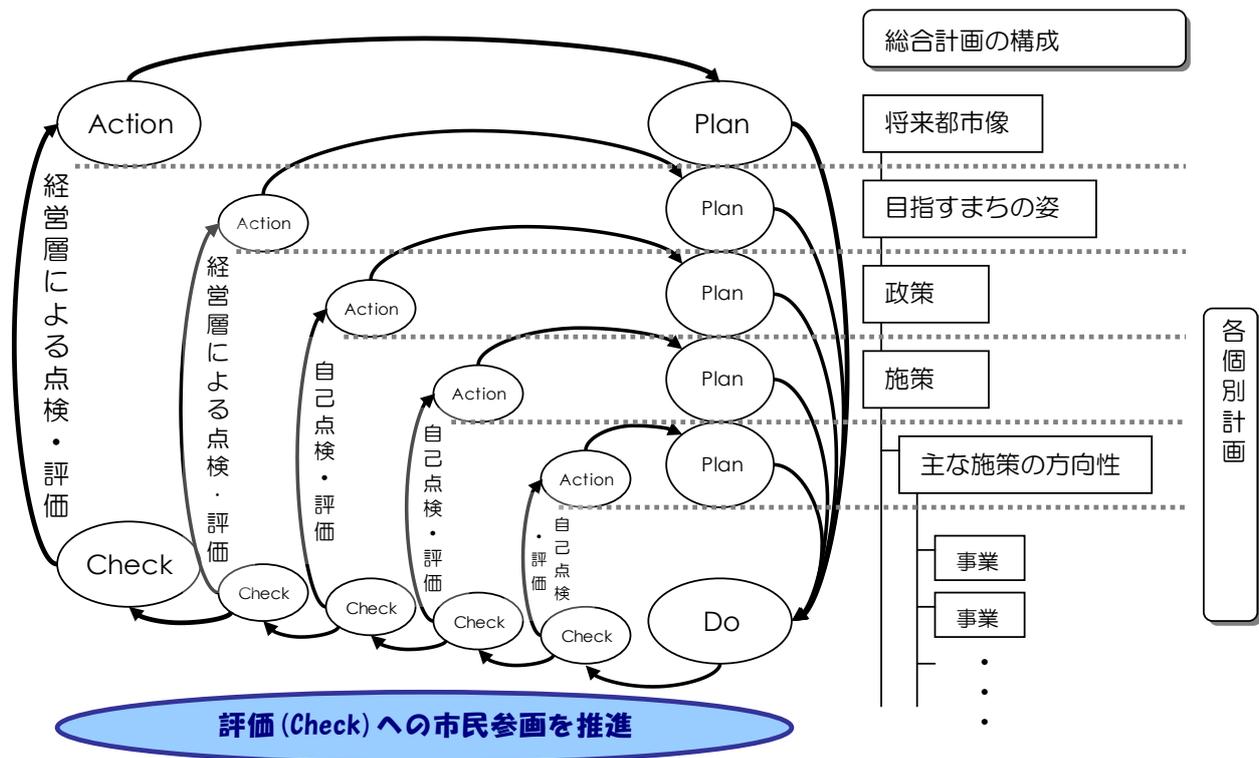
そのため、市民生活、生活環境の両面で、現在の社会のあり方の変化を捉えながら、また少し先の社会を見据えた計画とする必要がある。

③ 市民とともに作る計画

新たな政策課題が数多く発生し、行政だけでは課題解決を図ることが難しい状況にあり、これまでのまちづくりを進めてきた前提が変化の過程にある転換期のまちづくりが求められている。そうしたことから、これまでの取り組みの成果と蓄積された地域や市民の力を積極的に市政に反映させる基本計画とする必要がある。「市民とともに作る計画」という意識のもと、市民参画のプロセスは質・量ともに深化したプロセスを踏まえ、市民と行政が一体となって改定に取り組む。

(4) 進行管理について

本計画の進行管理は、PDCA のマネジメントサイクルに則し、行政評価の手法をもって行うこととし、各年度の達成状況を評価したうえで、本計画の目標達成に向けた取り組みを推進していくものです。行政評価による計画の進行管理と予算との連動に取り組み、中期的な財政の見通しを毎年度更新しながら、限られた財源（予算）の中で、より効果的・効率的な財源配分と事業選択をしていきます。評価にあたっては、各個別計画の取り組みの成果をさらに大きな総合計画の評価につなげていきます。また、行政評価への市民参画により、市政への市民意見の反映を行うとともに、市民との行政情報の共有化を図っていきます。



(5) 「多摩市まち・ひと・しごと創生総合戦略」との連動

国は、「東京一極集中の是正」、「若い世代の就労・結婚・子育ての希望の実現」、「地域の特性に即した地域課題の解決」の3つの基本的な視点から、2014（平成26）年12月に「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」及び「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を閣議決定しました。その後、2018（平成30）年12月にも改訂を行い、UIJターン等を促進するための政策パッケージの着実な実行や地方の魅力を高めるまちづくりの推進、そして次のステージにおける総合戦略の検討を進めているところです。

本市でも、2016（平成28）年2月に「多摩市人口ビジョン」および「多摩市まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下、「総合戦略」という。）」を策定し、「しごと・子育て・健幸で選ばれるまち・多摩！」の実現に向けて、シティセールス等の取り組みを強化してきました。第3期基本計画においても、国や東京都等の動向を踏まえながら、引き続き総合戦略の視点に基づいた取り組みの推進を図ります。

(6) 「持続可能な開発目標 (SDGs)」の推進

「持続可能な開発目標 (SDGs)」は、2015 (平成 27) 年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された 2016 (平成 28) 年から 2030 年までの国際目標です。持続可能な世界を実現するための 17 のゴールと 169 のターゲット、これらの目標達成に向けた進捗状況を測るインジケータで構成されています。

わが国においては、持続可能な開発目標 (SDGs) 推進本部が設置され、2018 (平成 30) 年 12 月に閣議決定された「まち・ひと・しごと創生総合戦略 2018 改訂版」において「SDGs 達成に向けた観点を取り入れ、経済、社会及び環境の統合的向上などの要素を最大限反映する」とされ、自治体においても、地域における自律的好循環、持続可能なまちづくりを目指した取り組みを推進することで、政策推進の全体最適化、地域課題解決の加速化等の相乗効果を創出し、地方創生の更なる実現につなげていくとされています。

本市においても、SDGs の理念および 17 の目標に共感し、子ども・若者たちが未来に希望を持ち続けることができる持続可能なまちづくりを実現していくため、総合計画を推進することで、SDGs の達成を目指していくこととしています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

世界を変えるための 17 の目標



● 「持続可能な 17 の開発目標」を踏まえた多摩市の取り組み一覧

持続可能な開発目標 (SDGs)		「持続可能な17の開発目標」を踏まえた多摩市の取り組み一覧	
		施策	取り組み内容
目標1		あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる	調整中
目標2		飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する	
目標3		あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する	
目標4		すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する	
目標5		ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う	
目標6		すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する	
目標7		すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する	
目標8		包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する	
目標9		強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る	
目標10		各国内及び各国間の不平等を是正する	
目標11		包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する	
目標12		持続可能な生産消費形態を確保する	
目標13		気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる	
目標14		持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する	
目標15		陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する	
目標16		持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する	
目標17		持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する	

基本構想 (2011 (平成 23) 年度からの概ね 20 年間)

第1章 まちづくりの基本理念

まちづくりの基本理念は、多摩市のまちづくりを進める上で、最も基本となるものです。「多摩市自治基本条例※¹」の前文では、多摩市の自治について以下のように宣言しています。

多摩市自治基本条例 前文

私たちが暮らす多摩市は、太陽の光あふれる、緑豊かなまちです。

私たちは、ここに集い、あるいは生まれ育ち、学び働き、暮らし、生涯を終え、それぞれの歴史を刻み、文化を育んでいます。

私たちは、先人の英知とたゆまぬ努力によって発展してきた大切なこのまちを、より暮らしやすくするとともに、次の世代へ引き継ぐために、ともに力をあわせて自ら築いていかなければなりません。

そのためには、市民が、市民の手で、市民の責任で主体的にまちづくりにかかわることが大切です。

このため、私たちは、一人ひとりの人権を尊重しつつ責任を分かち合うとともに、だれもがまちづくりに参画することによって、私たちのまちの自治を推進し、それぞれの持つ個性や能力がまちづくりに発揮される地域社会の実現をめざし、ここに多摩市自治基本条例を制定します。

この自治基本条例前文の考え方、社会全体及び多摩市の現状と今後20年間で訪れるであろう環境変化等を踏まえ、以下のとおり基本理念を定め、まちづくりを推進していくとともに、広くその姿を発信していきます。

1 市民主権による新しい地域社会の創造

多摩市の主人公は私たち市民です。このことを私たち市民が自覚し、責任を持ち、互いに共有しながら、このまちをさらに住みよいまちにしていくため、地域のことをともに考え、主体的にまちづくりに取り組むことによって、市民主権による新しい地域社会を創造していきます。このために、市民、NPO、団体、事業者、大学そして行政など、多様な担い手が対等な立場で協働・連携し、適切に役割分担しながら、持てる力を発揮していくことで、豊かな地域社会の実現を目指していきます。

2 豊かなまちを次代へ継承

太陽の光あふれ、みどり豊かなこの多摩市は、先人たちが築いてきたかけがえのないまちです。市民の一人ひとりが等しく尊重され、環境、平和、文化など、様々な市民の取り組みにより培われ、受け継がれてきた財産を次代へ引き継いでいくために、これまでに進めてきた市民主体のまちづくりをさらに広げ、みんなでこのまちを守り、育てていきます。

3 自立的な都市経営

少子・高齢化をはじめ環境問題や情報通信技術の高度化などの社会情勢の変化や、多方面で拡大し続けるグローバル化に的確に対応するとともに、経済的な自立も含めて、日本のみならず国際社会を意識した自立した都市経営を進め、将来の世代に渡って豊かに暮らすことができる、持続可能なまちづくりに努めます。

^{*1} 多摩市自治基本条例：まちの自治の最も基本的な理念および行動原則を定めた市の最高規範。市民を主体として条例づくりが行われ、2004（平成16）年8月に施行された。

第2章 将来都市像

多摩市ではこれまでに「太陽と緑に映える都市」（第一次～第三次）、「市民が主役のまち 多摩」（第四次）を将来都市像として掲げ、まちづくりを推進してきました。これらの都市像を踏まえた上で、さらに一歩進んで、ここに暮らす全ての市民が自然や生物と共生し、各々の個性を発揮するとともに、互いを尊重し支え合いながら、市民が主体となったまちづくりを進めていくために、第五次総合計画においては、将来都市像を次のように定めます。

みんなが笑顔 いのちにぎわうまち 多摩

「みんなが笑顔」は、安全で安心して快適に暮らすことができるまちの中で、全ての市民がいきいきと幸せに日々を過ごしている状態を表します。また、「いのちにぎわう」という言葉は、生物の多様性を表すとともに、多摩市で生活する子どもから高齢者、障がい者なども含めた全ての人々や動植物など全ての生命が、それぞれの輝きを放ち、互いに関わり合いながら共存すること、海外や日本全国から集った人々たちによる多文化の共生、拠点地区を中心とした活力にあふれたまちの賑わいなど、様々な意味を含んでいます。



第3章 目指すまちの姿

「目指すまちの姿」は、将来都市像「みんなが笑顔 いのちにぎわうまち 多摩」が実現したときのまちの姿を表したものです。

「目指すまちの姿」の関係は並列のものではなく、それぞれが影響し合う関係にあり、取り巻く環境として、他の自治体や東京都、国、世界、地球があります。また、まちづくりの担い手も市民をはじめ、NPO、団体、事業者、大学や行政など様々な主体が協働・連携し、それぞれの役割を担いながら、目指すまちの姿の実現に向け取り組みます。「目指すまちの姿」が実現することにより、将来都市像も実現されます。

目指すまちの姿の関係概念図



●市民の暮らし

1 子育て・子育てをみんなで支え、子どもたちの明るい声がひびくまち

主な分野：子育て・子育て、学校教育

【取り組みの方向】

子どもたちが心身ともに伸びやかに人間性豊かに育っていくためには、地域ぐるみで子育て支援に取り組むことが重要です。喜びを持って子育てができるよう、社会全体で協力していく視点に立ち、子どもを尊重し、子どもの幸せを第一に考える環境づくりを推進します。また、次代を担う子どもたちが、確かな学力、豊かな心、健やかな体の調和のとれた「生きる力」を身に付けることができるよう、学校教育に取り組むとともに、学校・家庭・地域社会の連携による教育の充実にも努めます。



2 みんなが明るく、安心して、いきいきと暮らしているまち

主な分野：健康、医療、介護、福祉

【取り組みの方向】

市民のだれもが、生涯にわたっていきいきと暮らすため、日頃から自らの健康に関心を持ち、バランスのとれた生活習慣を身に付けるとともに、ライフステージ^{*1}に応じた健康、医療、介護、福祉サービスを受けられるよう支援します。また、年齢や性別、障がいのあるなしに関わらず、住み慣れた地域で自分らしく生活し、共に生きていくことのできるよう、市民が支え合い、安心して暮らせるまちづくりを推進します。



●市民の力・地域の力

3 みんなで楽しみながら地域づくりを進めるまち

主な分野：市民活動、コミュニティ、生涯学習、文化

【取り組みの方向】

地域に住み活動するだれもが思いやりと支え合いの心を持ち、平等で互いに尊重し合う地域社会の中で、親切で安全・安心なコミュニティを目指して、市民の主体的な活動が可能となるよう、地域活動への参加やネットワークづくり、活動の場の提供などの環境づくりを支援します。また、生きがいのある生活や自己実現のため、生涯学習の機会と場

を提供するとともに、その成果をまちづくりに生かせるような仕組みの構築に努めます。市民のコミュニティ意識の醸成のため、伝統的な地域文化の継承やグローバル化に対応した多文化共生のまちづくりとともに、新たな文化の創造と発信により、みんなで作る文化と交流のまちづくりを進めます。



^{*1} ライフステージ：人間の一生における生活段階のこと。個人では、幼年期、児童期、青年期、壮年期、老年期などに分けられる。

●活力ある都市

4 働き、学び、遊び みんなが活気と魅力を感じるまち

主な分野：産業振興、雇用、観光

【取り組みの方向】

産業は、多摩市で働き、暮らす人々の生活を支え、活気と魅力のあるまちを形成していく重要な役割を果たしています。多摩市を支える既存産業の振興に努めるとともに、明日を担う新規企業の創業支援や立地促進などを進め、就業・雇用機会を拡大することにより、まちの活性化を図ります。また、都市農業の育成や充実を含め、地域産業の振興のため、都や近隣自治体との連携を強化するとともに、事業者や大学との交流を推進します。

市民が集い、賑わう拠点地区の活性化に取り組むとともに、多摩市の自然や歴史的・文化的資源など魅力の再発見に努め、観光資源として内外に発信していきます。



5 いつまでもみんなが住み続けられる安全で快適なまち

主な分野：都市づくり、住宅、防災、交通

【取り組みの方向】

市民が安全で快適に暮らせるよう、環境や防災に配慮した都市基盤や都市機能の整備とともに、成熟した既存公共施設のあり方を検証し機能を更新するなど、ストックマネジメント^{*1}の推進に努めます。また、利用者に優しい公共交通の推進や利便性向上とともに、歩行者や環境に配慮した道路整備にも努めます。

だれもが快適でゆとりのある居住を実現できるよう、良好な住環境の形成を図り、子育て世代や高齢者など、多世代が生涯にわたり安心して住み続けられるまちづくりに取り組みます。



●環境

6 人・自然・地球 みんなで環境を大切にするまち

主な分野：環境

【取り組みの方向】

環境は、私たち人類だけのものではなく、地球上のすべての生命にとってかけがえのないものです。次代に継承できる持続的発展が可能となるまちをつくるため、市民一人ひとりが環境への負荷を低減し、地球環境に優しい低炭素型社会（省資源・省エネルギーのライフスタイル）の構築を推進していきます。

また、住む人が愛着を感じ、訪れる人にも潤いとやすらぎを与える魅力ある都市環境の形成を目指して、多摩市の魅力である里山や公園などのみどりと、親しみのある水辺環境の保全・創出に努めるとともに、みどりと水のネットワークを形成し、環境に配慮したまちづくりを進めていきます。



^{*1} スtockマネジメント：既存施設を効率的・効果的に活用するための体系的な手法のこと

第4章 「目指すまちの姿」の実現に向けた基本姿勢

「市民主権」の多摩市の主人公は私たち市民です。私たちが自ら考え、行動し、連携し、支え合うことが、まちづくりを前に進めます。そして、市民と行政の適切な役割分担と連携によって、活力あふれる地域づくり、目指すまちの姿が実現するものです。「目指すまちの姿」の実現に向けては、次のことを基本姿勢とします。

1 市民主体のまちづくりの推進

多摩市のまちづくりを担っているのは、市民一人ひとりです。家庭内や地域での小さなことが私たちの生活する多摩市のまちづくりにつながっています。人任せにせず、自らできることは自ら行うことが重要です。

ひとりの力ではできないことでも、自治会など地域で活動する団体を中心とした多様な力を結集し、協働することによりできるものが多くあります。まちづくりは、市民のためのものです。市民主体でまちづくりを担い合い、支え合い、豊かな地域社会を築いていきます。そのために、市民主体のまちづくりを支える新たな自治の仕組みづくりにも取り組んでいきます。

2 持続可能な質の高い行財政運営の推進

行政が担うべき基本的な業務やセーフティネット^{*1} はしっかりと維持しながらも、変化の激しい社会状況の中で、限られた資源で最大の効果を生み出し、行政サービスの質の向上をさらに進めることが求められています。人材や行政財産等の経営資源を有効に活用するとともに、新しい経営手法を積極的に活用していきます。また、時代のニーズや市を取り巻く状況変化に柔軟かつ迅速に対応する組織づくりと、新たな行政課題を解決していく創造力と行動力の豊かな職員の育成に取り組めます。

広域的な課題解決や対応を図る分野については、国や東京都、他の自治体などとの連携により、広域的な行政の展開を図ります。また、事業者や大学等との連携を推進していきます。

今後の財政状況は、人口減少・超高齢社会の進展などともなう税収の減少や福祉関係経費の増加、多摩市が抱える公共施設・都市基盤の更新などにより、厳しさがさらに増していきます。これらの大きな課題や社会・経済情勢の変化、地域主権の進行などに対応していきながら、将来の世代へ引き継いでいける財政構造をつくり、市民主体のまちづくりを支えていきます。

^{*1} セーフティネット：市民が安心して暮らすことができるように、最低限度の生活を保障するしくみのこと

第3期基本計画（2019年度からの概ね10年間）

第1編 第3期基本計画策定にあたっての前提

1 計画策定の背景

(1) 背景

《社会動向》

①人口減少社会の到来と少子高齢化の進行

我が国の総人口は、2005（平成 17）年度に戦後初めて減少に転じ、その後一旦増加しましたが、再び減少となり本格的な人口減少社会に突入しています。少子化・高齢化の急速な進展と、それに伴う地域経済の縮小は、社会の様々な面に大きな影響を及ぼすことが懸念されます。財政面では、増大する社会保障関連費が国家財政を圧迫しており、持続的な社会保障制度の確立及び財政の健全化が求められています。そのため、子育て支援の充実や働き方改革の推進、また高齢者の健康長寿社会や地域で支えあう社会の実現などが求められています。

②先行きを楽観視できない経済情勢

経済情勢については、戦後最長の景気回復が続いているとされていますが、2019（平成 31）年 10 月に実施予定の消費税率の引上げや、東京 2020 オリンピック・パラリンピック大会終了後の社会動向など様々なりリスクが存在しており、景気の長期的な先行きは楽観視出来ない情勢が続くと考えられます。

また、景気回復や生産年齢人口の減少等を背景に、労働・雇用環境は改善が続いていますが、人手不足の深刻化という側面も強まりつつあります。また、人手不足を補う人材として、外国人労働者も増加傾向にあり、更なる外国人人材の受け入れに向けて制度改正が行われました。

③情報通信技術の進展がもたらす社会構造変革の可能性

ICT（情報通信技術）を用いた IoT（モノのインターネット）やビッグデータ、AI（人工知能）等の技術革新の飛躍的な進展や、SNS（ソーシャルネットワークサービス）等のソーシャルメディアの普及に伴い、社会構造全体が大きく変革していくことが予測されます。日本が抱える諸課題の解決に向けても、これらの新技術の貢献が期待されます。

④価値観・ライフスタイルの変化・多様化がもたらす社会・地域への影響

ダイバーシティやソーシャルインクルージョンという言葉が社会的に注目を集め、国籍、人種、世代、ジェンダー、文化、宗教、身体的特徴など、多様性を認め尊重し合う社会を実現していくとする機運が高まっています。

また、ライフスタイルや雇用環境の変化・多様化を背景とした共働き世帯の増加、高齢者の再雇用、定年延長等により、地域コミュニティの担い手確保が一層困難になることが予想されています。

⑤社会資本の老朽化等への対応

高度経済成長期に集中的に整備された日本の社会資本ストックの老朽化が急速に進行しており、今後人口が減少する一方で社会資本の維持・更新等費用がますます増大することが懸念されます。そのため、効率的・効果的な事業執行、戦略的なインフラマネジメントや都市構造の再編が求められています。その中で、公的負担を抑制しつつ、効果的に公共施設等の整備・運営を図る手法の一つとして、民間活力の活用（PPP/PFI）が広がりを見せています。

⑥社会・経済・環境の諸課題の解決に向けた統合的な取り組みの機運

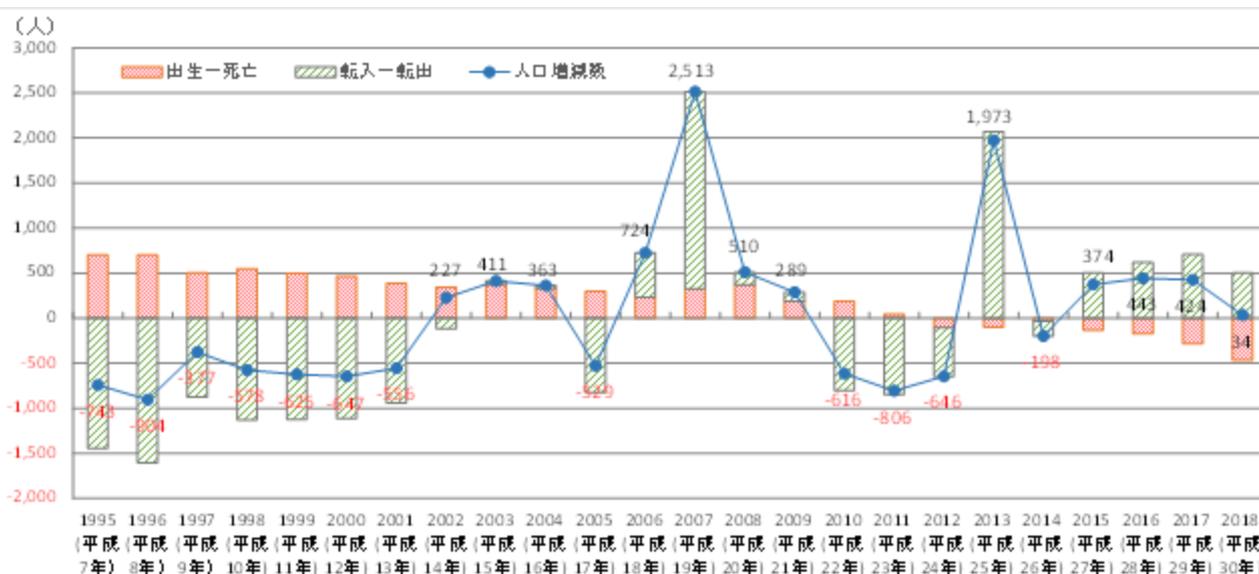
2015（平成 27）年の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」および「持続可能な開発目標（SDGs）」は、経済・社会・環境の諸課題は相互に密接に関係しており、解決のためには、全てのステークホルダーがそれぞれの役割を明確化し、これらに統合的に取り組みを展開していくことが不可欠としています。

《多摩市の状況》

①人口動態・想定人口

●人口動態

本市は 1965（昭和 40）年代以降の多摩ニュータウン開発に伴い、都市基盤が急速に整備され人口も大幅に増加してきました。本市の過去 20 年間の人口動態を振り返ってみると、2001（平成 13）年までは社会減（転出超過）の影響により人口減で推移し、その後は増減を繰り返しています。自然動態（出生及び死亡）は出生数の減少と死亡数の増加により徐々に減少し、2012（平成 24）年にはマイナスになりました。また、社会動態（転入及び転出）については、2007（平成 19）・2013（平成 25）年付近は大規模集合住宅の竣工等に起因する社会増（転入超過）による人口増が顕著です。また、近年も集合住宅の竣工等の影響により社会増（転入超過）が続いています。本市の人口動態は、多摩ニュータウン開発の時代から今日まで、特に集合住宅の動向と深い関わりを持っており、人口の受け皿となる住宅の対策が大きな課題となります。



●想定人口※1

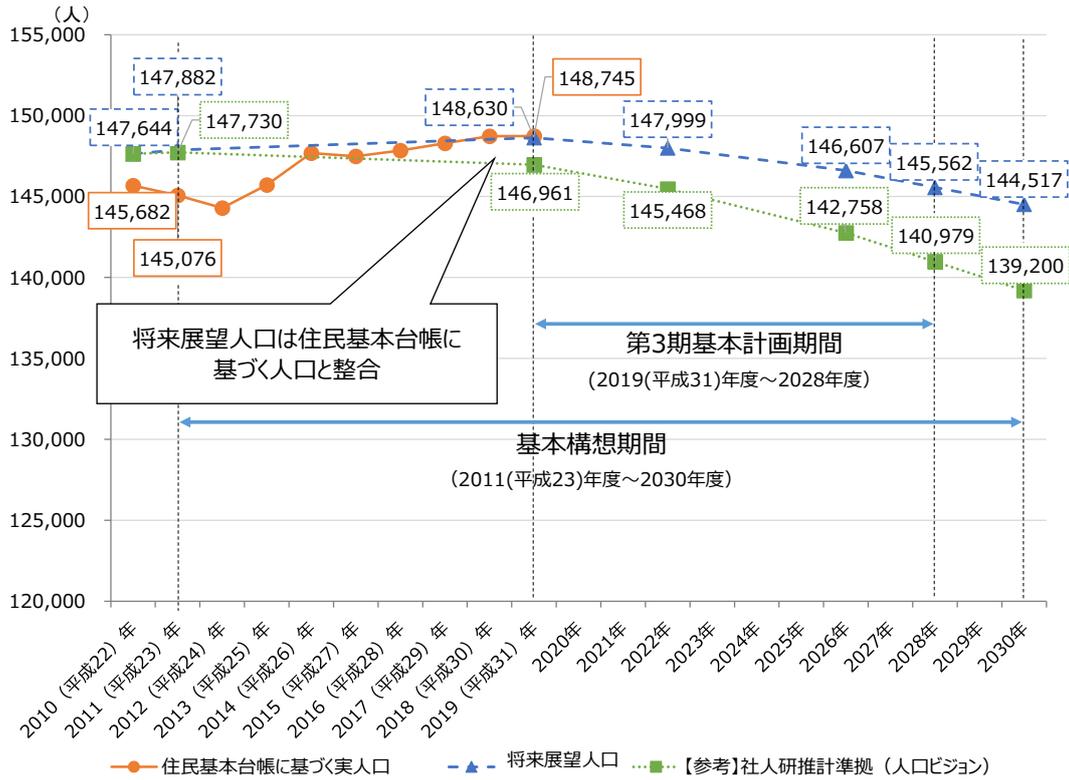
第 3 期基本計画期間中の「想定人口」としては、2016（平成 28）年に策定した「多摩市まち・ひと・しごと創生総合戦略」において算出した「将来展望人口」を使用します。この「将来展望人口」は、2019（平成 31）年 1 月 1 日現在の住民基本台帳に基づく人口とも概ね整合しています。

「将来展望人口」によると、総人口は、2019（平成 31）年の住民基本台帳に基づく人口 148,745 人から、2028 年には 145,562 人となり、約 3,000 人の人口減となる見通しです。また、人口構成を見ると、2019（平成 31）年の高齢化率 28.1%が、2028 年には 31.0%へと上昇する見通しです。一方、年少人口および生産年齢人口の構成比は低下する見通しとなっています。

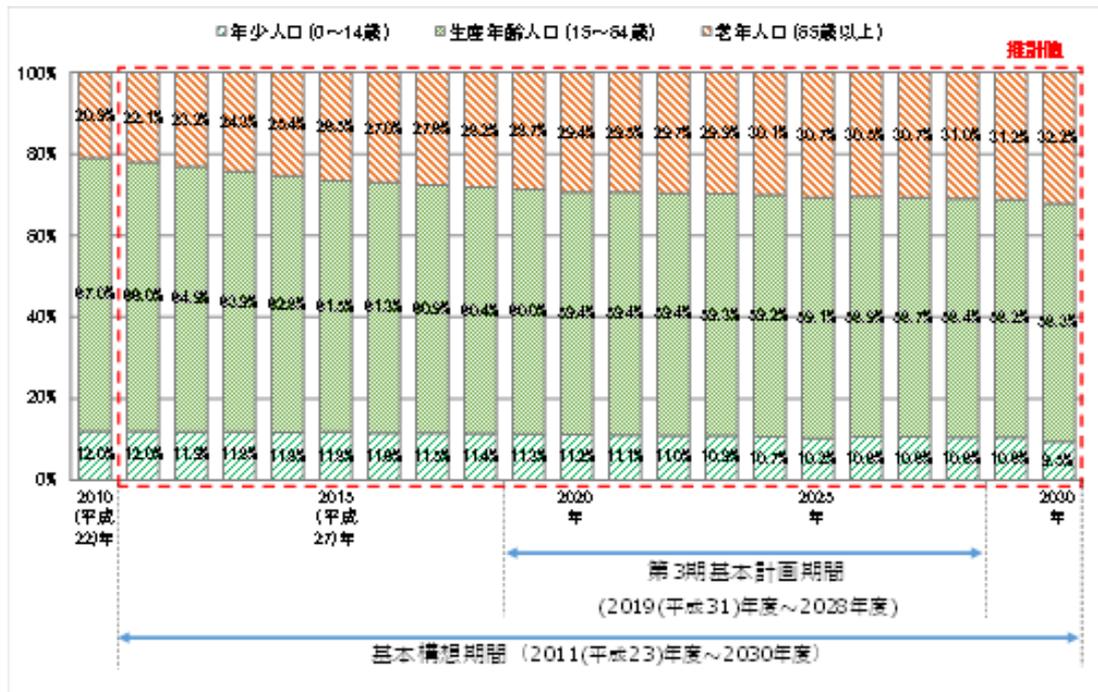
全国的な人口減少・高齢化の進行を踏まえ、本計画においても、市の人口の総数は、横ばいあるいは微減に留めることを目標としておりますが、本計画に基づき、まちの魅力を高める取り組みを進めることで年齢構造のバランス悪化を緩和させ、人口減少社会の中においても、豊かで自立的な都市経営を実現することを目指します。

※1 想定人口：本市における想定人口とは、今後行なっていく市の取り組みによる人口増を加味した、将来の目標人口のこと

基本構想及び第3期基本計画期間中の想定人口



基本構想及び第3期基本計画期間中の想定人口構成



※「多摩市まち・ひと・しごと創生総合戦略（2016（平成 28）年）」における「将来展望人口」は、国立社会保障・人口問題研究所および内閣官房まち・ひと・しごと創生本部による 2010（平成 22）年国勢調査に基づいた推計結果をベースに 5 年ごとに人口を推計している。そのため、第 3 期基本計画期間中の想定人口の算出にあたっては、各年の「将来展望人口」を 5 年間の線形補間を行い推定した。

※基本構想及び第 3 期基本計画の計画期間中の「想定人口」の設定にあたっては、同一年度内の数値を用いた。

②公共施設

道路などの都市基盤や各公共施設は、市民の暮らしを支え、公共サービスの拠点ともなる大切な財産です。また、豊かな緑に囲まれたゆとりある住環境と、優れた都市機能は本市の大きな魅力です。

しかし、時間の経過とともに、施設については求められる機能や役割に変化が生じ、老朽化も急速に進んでいます。本市の都市基盤や公共施設は、他市と比較して質・量ともに非常に高い水準にあることや、人口急増に対応するために集中的な整備を行ってきた経過もあることから、多くの公共施設等が更新の時期を迎え、その更新費用も増加しており、財政運営上大きな負担となっています。

そこで市は、「多摩市公共施設等総合管理計画^{※1}」に基づき、道路、下水道などの都市基盤については個別に長寿命化修繕計画や更新計画を、建築物については、「第二次多摩市ストックマネジメント計画」を2018（平成30）年2月に策定しています。また、2016（平成28）年11月には「多摩市公共施設の見直し方針と行動プログラム」を更新し、市民の財産を大切に長く使用するという視点に立ち、安全性と利用者満足を確保しながら、最も費用対効果の高い維持管理及び計画的な更新・統廃合・長寿命化等を進めています。第3期基本計画の計画期間は、パルテノン多摩の大規模改修や、多摩市立図書館本館の再整備など、大規模な公共施設の改修工事等や市役所本庁舎の建て替えの検討に取り組んでいく時期となります。

③行財政改革

本市では、1986（昭和61）年の「多摩市行政改革大綱」から、2013（平成25）年には「多摩市公共施設の見直し方針と行動プログラム」を策定し、公共施設の総量縮減に取り組むとともに、2016（平成28）年の「多摩市行財政刷新計画」まで、8次にわたる行財政改革の取り組みを行っています。取り組みにあたっては、行財政改革を単に経費削減だけでなく、行政のあり方を改革するという観点からの取り組みと捉え、多摩市行政改革大綱の時点から市民と行政のあり方として、協働関係の確立、パートナーシップの形成を打ち出し、以来、その考え方を継承しつつ、時代に対応した形で市民と行政が協働し、まちづくりを進めてきました。

現在、第8次の行財政改革となる「多摩市行財政刷新計画」においては、「しくみの転換」、すなわち市民や民間企業、NPO等、より多くの担い手がある力を発揮することや、既存の手法とは異なる新たな手法で事業展開を図ること、市民サービスの向上や効率的な事業運営を行うことに重点を置いた改革を進めています。

これまでのまちづくりの中で充実してきた公共サービスを時代のニーズに適切に応えつつ、将来にわたって良好に維持していくためには、これまで以上に厳しい意識をもって行財政改革に臨み、市政運営の基礎となる持続可能な財政構造^{※2}をしっかりと構築し、将来の世代に引き継いでいく必要があります。

※1 **公共施設等総合管理計画**：全国共通の課題である公共施設等の老朽化に対応するため、国における「インフラ長寿命化基本計画」策定の動きと併せて、2014（平成26）年4月に総務省より全国の自治体に対して策定が要請された。

※2 **持続可能な財政構造**：歳入と歳出の均衡が取れ、将来にわたり安定的な財政運営ができる財政構造

④財政状況・財政の見直し

●財政状況

第7次の行財政改革である「多摩市行財政刷新計画」（2012（平成24）年度～2015（平成27）年度）は、事業の効率化などによる「出るを制する」改革や、補助金や事務事業の見直しなどにより、4年間で73.9億円の財源不足を解消し、一定の成果を上げることができました。これも、市民の皆さんのご理解、ご協力があった実現できた取り組みでした。

これまでの決算数値から多摩市の財政状況をみると、全体的に財政の健全度が維持されている状況にあるといえます。特に、公債費負担比率が低く、地方債の償還が着実に進んでいることなどから、いくつかの指標については、全国791の都市自治体の中でも上位に位置づけられるものがあります。

しかし、地方消費税の清算基準の見直しにより、2018（平成30）年度以降は毎年4億円もの交付金が減少する見込みのほか、扶助費や繰出金といった経常的かつ義務的性格が非常に強い経費が伸び続けており、財政の硬直化が進んでいることについては十分留意が必要です。人口の高齢化と公共施設等の老朽化、これら「2つの高齢化」が急速に進行する中では、「不断の見直し」が不可欠です。

2016（平成28）年度からは、第8次の行財政改革となる「多摩市行財政刷新計画」（2016（平成28）年度～2019（平成31）年度）に取り組んでいます。この中では、公共サービスの担い手としてより多くの主体が参画できるしくみの導入や、これまでの手法を見直し行財政運営手法の転換を図ることなど、業務の見直しや最新のICT技術の活用等によって行政の内部改革を行い、市民サービスの向上や効率的な事業運営を目指す「しくみの転換を図る」ことを重点的に取り組んでいます。

加えて、次の世代に過度な負担を負わせないために、また、将来にわたって市民生活をしっかりと支えるためにも、平成28年11月に更新した「公共施設の見直し方針と行動プログラム」に基づき、施設の機能集約や機能転換を適切に実施し、時代のニーズに合わせた施設サービスの提供を図るよう、公共施設の総量を縮減していく必要があります。

※参考

財政力指数（単年度）〔1.154〕	… 都内：6位 全国：18位
自主財源比率〔62.87%〕	… 都内：3位 全国：61位
公債費負担比率〔4.9%〕	… 都内：3位 全国：8位
地方債現在高／標準財政規模〔50.30%〕	… 都内：2位 全国：10位
投資的経費比率〔7.54%〕	… 都内：19位 全国：714位

出典：「全国都市財政年報（日本経済新聞出版社）2017年度決算」

- ・「都内順位」「全国順位」は、それぞれ都内26市・全国都市自治体791都市の中での順位です。
- ・各指標の順位は、一般に数値が良いとされる方からの順位です。
- ・投資的経費比率は、投資的経費の割合が多い団体を上位としています。

●今後4年間の財政の見通し（2019（平成31）年度から2022年度まで）

今回の推計では、2019（平成31）年度以降、2022年度までの4年間の予算規模（一般会計）は、約2,353億円となります。【P24 図表参照】

◆歳入

市税では、個人市民税については、生産年齢人口の減少があるものの、税制改正等による増要因もあり、ほぼ横ばいを見込みました。法人市民税については一部国税化の影響による減のほか、企業業績見込みや新規の企業進出等を見込みました。固定資産税については、新規事業所等の整備予定のほか固定資産税評価替えの影響による増を見込む一方、経年に伴う償却資産の減などを見込みました。

市債については、普通建設事業費の財源とするため、4年間の合計で約121億円を見込みます。繰入金（基金）も普通建設事業費等に連動するものです。その他の収入（税連動交付金ほか）では、地方消費税交付金の増額や法人事業税交付金の創設に伴う増を見込んでいます。

なお、2019年10月に予定される消費税率10%への引き上げに伴い、地方消費税交付金が増額される見込みですが、同時に法人市民税率（法人税割）の引き下げ及び法人税割の減収部分を補てんするため法人事業税交付金の創設が予定されており、歳入としては差し引きで約2.7億円の増収（平年ベース）となることを見込まれます。

◆歳出

人件費については、職員の世代交代などから、一人当たりの人件費は減少してきているものの、業務の多様化等により職員数が増加するとともに、2020年度からは、会計年度任用職員制度が導入される予定であり、人件費の増加が見込まれます。

扶助費については、引き続き増加が見込まれます。近年急速に増加してきている障害福祉費のほか、2019（平成31）年度からは、幼児教育・保育の無償化や義務教育就学時医療費助成制度の所得制限撤廃等により大幅な伸びを予定しています。特別会計への繰出金は国民健康保険では被保険者の減等により2019（平成31）年度は微減となっているものの、高齢化の進行や、一人当たりの医療費の増加等により、介護保険や後期高齢者医療は今後も増加が見込まれます。普通建設事業費については、武道館・陸上競技場、パルテノン多摩、中央図書館等の更新等を予定しているため、大幅に増加する見込みです。

◆事業実施に向けた留意点

2019年（平成31）年度以降も、引き続き扶助費や繰出金の伸びが見込まれる中、普通建設事業などの計画事業を着実に実施するには、地方債（借入れ）や繰入金（基金充当）の活用は有効な手法となりますが、持続可能な財政運営を進めるためには、地方債・基金繰入とも、有限な手法として十分留意した上での活用が必要です。また、「公共施設の見直し方針と行動プログラム」等による公共施設のマネジメント（施設の有効活用や再編、長寿命化）の視点が非常に重要です。

武道館、陸上競技場、パルテノン多摩等、大規模な公共施設の更新を行うことから、後年度の公債費負担を考慮し、起債だけでなく、これまで計画的に積み立ててきた基金も有効に活用するとともに、事業手法についてもできるだけ財政負担が少なくなるよう検討実施していきます。また、市税をはじめとする各歳入の着実な収納や効率的な事務事業の執行、公共施設の見直しを含む不断の見直しの取り組み等を通じて、必要な財源を生み出すことも重要な取り組みです。

図表 中期財政見通し（2019（平成31）年度から2022年度）

（単位：百万円）

項目					4年間 合計
	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	
歳入					
市税	28,697	28,446	28,239	28,301	113,683
市債	2,330	3,503	4,425	1,884	12,142
国庫支出金	9,046	9,994	9,595	9,882	38,517
都支出金	7,937	7,786	8,069	7,943	31,735
繰入金（基金）	2,297	2,132	6,097	2,610	13,136
その他の収入	6,273	6,728	6,493	6,601	26,095
合計	56,580	58,589	62,918	57,221	235,308
歳出					
人件費	8,487	8,747	8,764	8,677	34,675
扶助費	15,989	16,336	16,681	17,022	66,028
公債費	1,946	2,041	2,100	2,435	8,522
物件費	10,792	10,435	10,389	10,414	42,030
補助費等	6,949	7,243	7,285	7,170	28,647
繰出金	5,271	5,535	5,641	5,855	22,302
その他	563	426	422	832	2,243
普通建設事業費	6,583	7,826	11,636	4,816	30,861
合計	56,580	58,589	62,918	57,221	235,308

※本表では、繰入金（基金）の項目の、公共建築物等整備保全基金や都市計画基金、財政調整基金などの活用により、歳入・歳出の収支対応を行っています。

上記の図表には、「大きな財源を伴う施設整備等事業」一覧の優先度 A・B 区分以外の施設改修費等は含んでいません。優先度 C のものについては、現時点で概ね 60 億円程度と想定されるため、実施時期・内容も含め、事業化にあたっては十分に精査していきます。なお、「大きな財源を伴う施設整備等事業」の一覧は、資料編（P 161～P 169）に記載しています。

※今回の推計では、扶助費、繰出金とも大幅な伸びが見込まれ、特に繰出金の伸びは、直接、一般財源負担の増加に繋がります。多摩市では、健幸都市（スマートウェルネスシティ）を実現するため、人生を「いきいき」と「自分らしく」生きるための様々な取り組みを進めています。市民が健幸になることにより、社会保障関連支出の増加抑制にもつながります。

※税制改正に伴う法人市民税等への影響額試算は以下のとおりです。

（単位：百万円）

区分	2019(平成31)年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
消費税率	8% / 10%	10%	10%	10%	10%
8%から10%への引上げ分	-	754	490	490	490
1 軽減税率影響額	-	-104	-80	-80	-80
地方消費税交付金 a	-	650	410	410	410
2 法人市民税率	9.7% / 6.0%	6.0%	6.0%	6.0%	6.0%
法人市民税 b	-	-215	-510	-510	-510
3 法人事業税交付金 c	-	218	370	370	370
4 計 (a+b+c)		0	653	270	270

・上記は各項目の増減見込額（2018（平成30）年度比較）を一覧にしたものです。

・このほか、消費税 10%引き上げと共に、自動車取得税の廃止と自動車税・軽自動車税への環境性能割の導入が予定されています。

・2020年度は地方消費税交付税が13ヶ月分交付されるため、一時的に大きな歳入となります。（2019年度は11ヶ月分の歳入）

社会保障財源を充実させる趣旨から、消費税率 10%の際には、地方消費税交付金が増となる見込みです。交付額が平年度化する2021年度には約4億1,000万円の増を見込みます。一方、国による地方税財源の偏在是正措置として同時に実施される法人市民税率の引き下げによる減収が約5億1,000万円見込まれます。また、法人市民税の減収分の補てん措置として、法人事業税の一部を都道府県から市町村に交付する法人事業税交付金が創設され、約3億7,000万円の増収を見込み、トータルでは約2億7,000万円（平年ベース）の増が見込まれます。しかし、消費税率 10%時の消費税負担（歳出増約3.5億円）を加えるとトータルではマイナスとなっています。

(2) 第2期基本計画の評価

2011（平成 23）年度からスタートした第五次多摩市総合計画では、総合計画の施策体系に合わせた形で行政評価のしくみを構築して実施しています。この評価は、総合計画に基づいて実施された行政活動が、市民に対してどのような成果をもたらし、住民満足度がどれだけ向上したのかという視点で毎年度施策の進捗状況を点検・評価し、目標達成に向けた改善・見直しを行うものです。

第2期の基本計画では、行政評価を活用し、P D C Aのマネジメントサイクルに則して各年度の達成状況を評価した上で、計画の目標達成に向けた取り組みを推進しました。また、2012（平成 24）年度からは、市民による外部評価のしくみとして「行政評価市民フォーラム」を実施し、施策に関する進捗状況、課題、改善・改革の手段の観点から議論が行われています。

<第2期基本計画における「3つの取り組みの方向性」の実績>

第2期基本計画では、取り組みの方向性として、「健幸都市（スマートウェルネスシティ）・多摩の創造」、「市民がデザインするまち・多摩の創造」、「発信！未来へつなぐまち・多摩」の3つの柱を定めて、各政策・施策の推進を図ってきました。

● 健幸都市（スマートウェルネスシティ）・多摩の創造

「健幸都市（スマートウェルネスシティ）・多摩の創造」では、身体面の健康だけでなく、それぞれに生きがいを感じ、安全・安心に暮らすことができ、子育て中であっても、障害があっても、子どもから高齢者まで、だれもが幸せを実感できるまちを目指した取り組みを推進してきました。2016（平成 28）年度には、健幸都市の実現に向けた市民の行動宣言である「多摩市健幸都市宣言」を市民、議会、行政が一体となって制定しました。また、老いや病と折り合いをつけながら自分らしく暮らすコツを学ぶ「ライフウェルネス検定」の実施や検定テキスト「あなたの『生き方・老い方』応援本」の刊行などの先進的な取り組みのほか、歩くことを促進する事業や高齢者のフレイル(虚弱) 予防事業など、市民の健幸的な行動を後押しする取り組みを進めました。

● 市民がデザインするまち・多摩の創造

「市民がデザインするまち・多摩の創造」では、市民の主体的・自主的な想いをまちづくりに活かし、市民が力を合わせて地域課題の解決に取り組むまちを目指した取り組みを推進してきました。この間、「わがまち学習講座」などを通じ人材育成・発掘や大学・企業との連携による地域課題の解決に取り組んだほか、「多摩市若者会議」を設置するなど若者のまちづくりへの参画促進に取り組みました。また、2018（平成 30）年 2 月には市内で9館目となる和田・東寺方コミュニティセンターを開館するなど、地域のコミュニティ活動の拠点づくりを進めました。

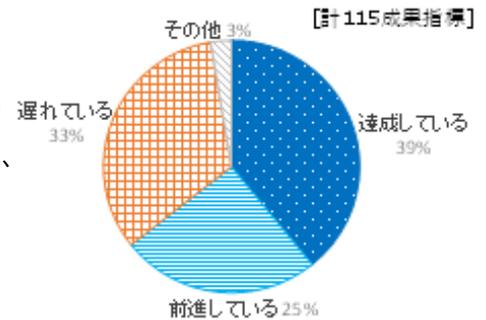
● 発信！未来へつなぐまち・多摩

「発信！未来へつなぐまち・多摩」では、既存地域と多摩ニュータウン地域の二つの特性を併せ持つ本市の魅力をさらに高め、持続可能で未来につながるまちづくりを進めてきました。東京 2020 オリンピック・パラリンピックに向けて、国土舘大学と連携協定を結び、トップアスリート講演会、小中学生を対象としたスポーツ教室を開催するなど、気運醸成に取り組むとともに、自転車競技ロードレースのコース誘致の要望書を提出し、コースとして決定されました。多摩ニュータウン再生に向けては、「多摩市ニュータウン再生推進会議」を設置するとともに、「多摩ニュータウン リ・デザイン諏訪・永山まちづくり計画」を策定するなど地区別の取り組みも本格化してきています。また、企業誘致条例に基づき、8つの指定企業（第1期基本計画からの累計）を誘致しました。さらに 2018（平成 30）年度には「多摩市シティセールス戦略」を策定し、多摩市の様々な魅力を効果的に広く発信していく取り組みをスタートしました。

●全体の目標達成状況

2017（平成 29）年度までの施策成果指標と数値目標をみると、成果指標として設定した 115 項目のうち、既に目標を達成している指標が約 39%、目標値に向かって前進している指標が約 25%で、全体の約 3 分の 2 が達成・前進しています。一方、進捗が遅れている指標が約 33%であり、この中には目標とこれを測る指標の乖離によるものも多く含まれます。

第 3 期基本計画では、達成・前進できていない分野について、さらに達成に向けて取り組んでいくとともに、成果指標の設定についても、社会環境など外的な要因による影響を受けやすい最終アウトカム^{※1}でなく、市の取り組みによる成果がなるべく反映されるものになるよう、初期・中間アウトカムを設定するよう見直します。

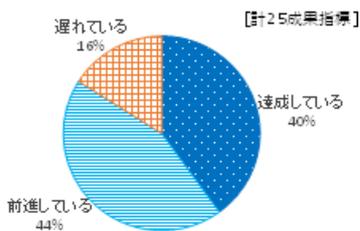


※その他：第 2 期基本計画期間中に事業の変更や指標の算出方法に変更のあった成果指標

●目指すまちの姿ごとの目標達成状況

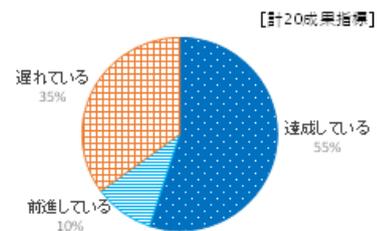
【目指すまちの姿 1】

子育て・子育てをみんなで支え、
子どもたちの明るい声がひびくまち



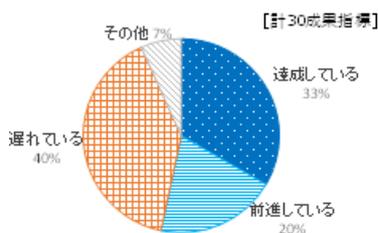
【目指すまちの姿 2】

みんなが明るく、安心して、
いきいきと暮らしているまち



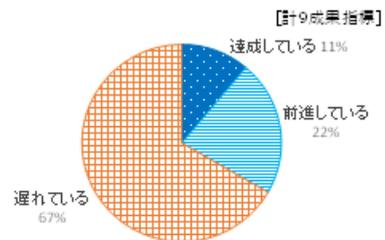
【目指すまちの姿 3】

みんなで楽しみながら地域づくりを進めるまち



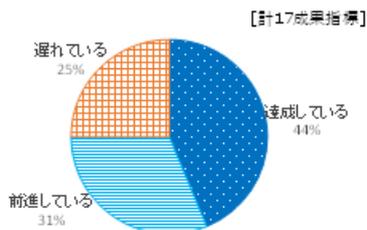
【目指すまちの姿 4】

働き、学び、遊び
みんなが活気と魅力を感じるまち



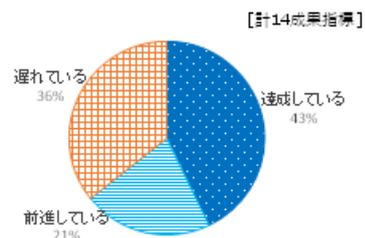
【目指すまちの姿 5】

いつまでもみんなが住み続けられる
安全で快適なまち



【目指すまちの姿 6】

人・自然・地球
みんなで環境を大切にすまち



※1 **アウトカム（初期・中間・最終）**：事業実施による具体的な活動量や活動実績を測る指標である「アウトプット（活動指標）」に対し、受益者（地域・市民）の観点からみた具体的な成果や効用を測る指標のこと。成果指標とも言う。サービスの直接的な受益者への影響が大きいものを「初期アウトカム」と言い、地域社会全体へ影響が波及するものを「最終アウトカム」と言う。また、その中間に位置するものは「中間アウトカム」と言う。

(3) 今後の課題

第2期基本計画がスタートした2015（平成27）年には、4人に1人であった高齢者の割合が、2019（平成31）年1月1日現在の高齢化率は28.1%となっており、都内26市でも類をみないスピードで高齢化が進行しています。今後もさらに進むと予想されており、いわゆる「団塊の世代」が後期高齢者（75歳以上）に達する2025年には、高齢化率は30%を超え、2030年には、市民の3人に1人が高齢者になると見込まれます。誰もができるだけ長く健康で、いきがいをもって地域で暮らすことができるようにすることは、今後豊かな地域社会を育んでいくうえで最も重要な視点の一つになると考えられます。高齢化がさらに進むことを踏まえて、ライフステージを通じた健康づくり、保健・医療・介護体制の構築、高齢者の居場所づくりや地域支援体制の構築などを着実に推進することが求められます。

一方で、人口の自然動態を見ると、2012（平成24）年以降は出生数が死亡数を下回る自然減の状況が続いており、合計特殊出生率も1.21（2017（平成29）年）と東京都平均と同一値であるものの、依然として低い状況にあり、今後の少子化の進展が懸念されます。まちの活力を維持するためにも、若者世代・子育て世代の流入と定住促進に向けて、魅力的なまちづくりを進めることが急務となっています。保育所待機児童の解消など子育て・保育環境の充実や、魅力ある教育環境や生活環境の整備が課題となります。また、いじめや不登校、貧困問題、引きこもりなど、本市においても子ども・若者をめぐる様々な問題が顕在化しており、社会における適切なサポートが求められます。

社会の成熟化に伴い、市民一人ひとりの価値観は多様化し、地域課題は複雑化しています。行政だけでは支えきれないニーズは増加しており、市民が地域の課題解決に取り組んだり、市民や事業者と行政の協働をさらに進めることが、今後一層必要となります。また、地域における人のつながりの希薄化や、地域コミュニティの担い手・支え手不足などの問題は、今後さらに深刻になると見込まれます。高齢であっても、子育て中であっても、障害があっても、だれもが社会の一員として、自分に合った方法で地域の中で活躍できるしくみや環境を整備していくことが重要となります。また、高齢化の更なる進展を見据えると、世代を超えて助け合い・支え合いができる地域づくりが必要となります。

高齢者の増加とそれを支える現役世代の減少は、社会保障費の増大と税収の減少という形で財政運営に重大な影響を及ぼします。まちの成長とともに、昭和40年代から50年代にかけて集中整備された公共施設が、今後一斉に老朽化し更新時期を迎えると、維持管理費用や更新費用の財政負担が重くのしかかってきます。先を見通した持続可能な行財政運営が一層重要となります。

さらに、住宅や都市基盤に目を向けると、昭和40年代に開発されたニュータウンでは、住民の高齢化や住宅の老朽化など、様々な課題を抱えています。ニュータウン再生に向けた取り組みを本格化する中、いかに地域の価値を高めて、まちの活性化につながる新たなまちづくりを具体化するかが重要な課題となっています。

深刻化する地球環境問題への対応は、国、地方自治体、市民が一体となって継続的に取り組まなければならない重要な課題です。引き続き、個々のライフスタイルや事業活動を環境負荷の少ない持続可能なものへと転換していくことが求められると同時に、環境問題を社会・経済の諸課題との関連性において統合的に解決していく視点をもって取り組みを進めることが特に必要となっています。

2 「健幸まちづくりのさらなる推進」に向けて～重点課題・重点課題解決に向けた視点～

(1) 第3期基本計画における「健幸まちづくり」

● 第2期基本計画における「健幸まちづくり」

本市は、「身体面での健康だけでなく、それぞれに生きがいを感じ、安全・安心に暮らすことができ、子育て中であっても、障害があっても、子どもから高齢者まで、だれもが幸せを実感できるまちを目指して、第2期基本計画において、3つの取り組みの方向性のうちの1つとして、「健幸都市（スマートウェルネスシティ）・多摩の創造」を掲げ、健幸まちづくりを推進してきました。

この間、市民、議会、行政が一体となって、市民の行動宣言である「多摩市健幸都市宣言」を制定し、「多摩市健幸まちづくり基本方針」に基づいて、健幸的な生活の獲得支援、暮らしの安全・安心、世代の多様性を増やすことを目的に、様々な事業に取り組んできました。住民主体の介護予防の取り組みである、コミュニティセンターや集会所を利用しての地域介護予防教室や、「近トレ」と呼ばれる「近所 de 元気アップトレーニング」の実施団体や参加する方が増えてきているなど、地域の中でも広がりを見せてきています。これらの取り組みは、本市の要介護認定率を低くし、健康寿命を延ばしていることにもつながっています。

● 第3期基本計画における「健幸まちづくり」

今回の計画改定にあたっては、本市の置かれている状況や社会状況の変化を捉えながら、第2期基本計画で掲げていた「3つの取り組みの方向性」の視点を継承する形で、「①超高齢社会への挑戦」、「②若い世代・子育て世代が幸せに暮らせるためのまちの基盤づくり」、「③市民・地域と行政との新たな協働のしくみづくり」を、今後、本市が直面する課題のうち、特に重点的に取り組むべき行政課題【重点課題】として位置づけました。

これらの課題に対応していくことは、「多摩市健幸まちづくり基本方針」と方向性を同じくするものであり※、第3期基本計画においては、第2期基本計画で取り組みの方向性の1つとして位置づけていた健幸まちづくりをさらに推進していくことを、計画の「基盤となる考え方」として位置づけました。

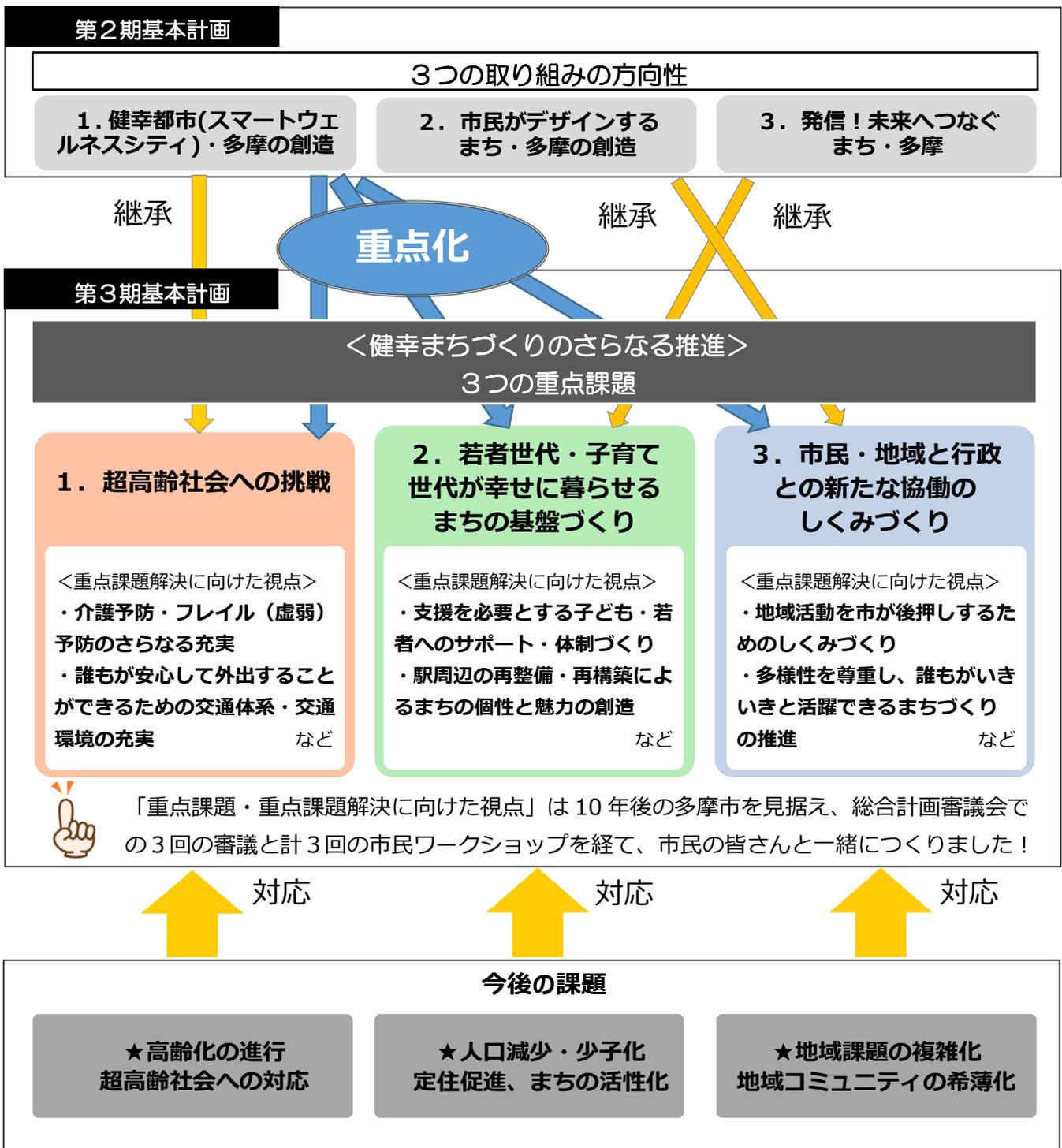
また、第2期基本計画の4年間で、健幸まちづくりの体系や展開方針など大きな枠組みを構築したことで、市として進むべき方向性が明確になりました。しかし、誰もが健康で幸せな生活を送ることができるまち「健幸都市（スマートウェルネスシティ）・多摩」の実現に向けては、健幸まちづくりの取り組みを継続し、さらに定着させていくことが非常に重要であることから、第3期基本計画では、これまでの取り組みを発展させていくとともに、それぞれの個別施策を充実させ、各地域や一人ひとりの市民にとっての取り組みとして根付かせていくことを目標にしたいと考えています。生涯を通じた取り組みである健幸まちづくりをさらに進め、市民がそれぞれの「幸せ」を実感できるようになることが、このまちに住んでいることに愛着と誇りを持つことができる「シビックプライド」にもつながると考えています。

このように、第3期基本計画での4年間では、「健幸まちづくりのさらなる推進」を計画全体の「基盤となる考え方」として掲げ、「健幸都市（スマートウェルネスシティ）・多摩」の実現に向けて、これまでの取り組みをさらに展開していきます。

※「多摩市健幸まちづくり基本方針」では、「健幸まちづくりが目指す方向性・目標」において、『健幸都市の実現に向けての課題として、「高齢者数や高齢者人口割合の急増への備え」、健幸都市を維持していく課題として、「若い世代の流入及び定着の促進」があり、さらに、「多様な世代が交流し合い、いきいきと暮らすまち」となる必要がある』としている。

(2) 「重点課題」と「重点課題解決に向けた視点」

- ・第3期基本計画の「基盤となる考え方」である「健幸まちづくり」をさらに推進していくために、3つの重点課題には重点的に取り組んでいきます。
- ・「重点課題」は、18の全庁横断的な視点のもとで、各施策に反映させながら、取り組みを推進していきます。これら、18の視点は、各施策において、力点を置いて取り組むべき視点を示すものであり、「施策の成果指標」、「主な施策の方向性と今後4年間の重点的な取り組み」等に反映されます。あわせて、評価・予算との連動として、毎年の行政評価や新規レベルアップ事業の評価基準として使用していきます。



(3) 重点課題

<重点課題1 超高齢社会への挑戦>

本市は、「身体面での健康だけでなく、それぞれに生きがいを感じ、安全・安心に暮らすことができ、子育て中であっても、障がいがあっても、子どもから高齢者まで、だれもが幸せを実感できるまち（健幸都市（スマートウェルネスシティ）」を目指して、第2期基本計画において、3つの取り組みの方向性のもとで、「**健幸都市（スマートウェルネスシティ）・多摩の創造**」を掲げ、健幸まちづくりの取り組みを推進してきました。

そうした効果もあり、老年人口の割合が増え、ますます高齢化が進む中においても、多摩市には元気な高齢者が非常に多くいらっしゃいます。このような方々にいつまでも元気でいていただき、学び、運動、音楽などの趣味を広げていただくことや、日常生活でお手伝いが必要な方や子育て世代など、地域で支援を必要とする方の支え手になっていただき、生きる喜びを感じ、いつまでも現役として活躍できる場を充実していくことが、超高齢社会に対する本市ならではの対応策です。

そのため、第3期基本計画においては、「**超高齢社会への挑戦**」を重点課題に掲げ、元気な高齢者がいきいきと活躍できる地域社会をつくっていくとともに、介護予防やフレイル予防をはじめとした健康づくりに、安心して暮らし続けられる住まいや身近な居場所づくり、さらには、移動支援など、ソフト・ハード部門にまたがり、健幸を支える環境整備に取り組みます。あわせて、だれもが地域で安心した生活が送れるような生活支援体制づくり、地域の保健・医療・介護体制の充実にも取り組みます。

<重点課題の解決に向けた視点>

1-① だれもがいきいきと生活できるための健康づくり活動の支援

⇒だれもがいきいきと生活できるための健康づくり活動を後押しすることができるか？

1-② 介護予防・フレイル（虚弱）予防のさらなる充実

⇒高齢者が住みなれた地域で健康を維持しながら暮らしていける地域となっているか？

1-③ 地域医療・介護体制を支えるしくみづくり

⇒だれもが在宅でも安心した生活が送れるまちとなっているか？

1-④ 高齢者の居場所づくりと地域における支援体制の充実

⇒高齢者の身近に居場所が存在し、地域においても支援体制が充実しているか？

1-⑤ だれもが安心して外出することができるための交通体系・交通環境の充実

⇒だれもが安心して快適に外出することができるまちとなっているか？

1-⑥ だれもが安心して住み続けられるための住み替え・居住支援

⇒だれもが地域で安心して住み続けられるまちとなっているか？

●重点課題1の解決に向けた6つの視点に対応する具体的な取り組み

重点課題解決に向けた視点		主にこのような取り組みを行います！	施策
1-①	だれもがいきいきと生活できるための健康づくり活動の支援	健康づくり活動と食育の推進	B1-1
		スポーツ活動を通じた健康増進と生きがいづくり	C2-1
		人にやさしい道づくりの推進	E2-3
1-②	介護予防・フレイル（虚弱）予防のさらなる充実	「早期」・「予防」の視点に立った自立支援の強化	B3-2
		TAMA フレイル予防プロジェクトの定着	B3-2
		介護予防事業の充実	B3-2
		介護予防活動による地域づくりの推進	B3-2
1-③	地域医療・介護体制を支えるしくみづくり	多摩市版地域医療構想策定事業の取り組み	B1-2
		救急医療体制の充実	B1-2
		かかりつけ医・歯科医の啓発	B1-2
1-④	高齢者の居場所づくりと地域における支援体制の充実	高齢者が暮らしやすい地域づくり	B3-1
		高齢者の就労支援の推進	B3-2
		社会参加・交流の促進	B3-2
1-⑤	だれもが安心して外出することができるための交通体系・交通環境の充実	安心して登下校できる環境づくり	A2-4
		自転車利用環境の充実	E2-3
		未就学児・児童・生徒への交通安全教育の推進	E2-3
		まちづくりを支える公共交通網の再構築	E2-4
		交通のバリアフリー化の推進	E2-4
1-⑥	だれもが安心して住み続けられるための住み替え・居住支援	既存住宅の維持・改善	E2-5
		住替え・居住支援協議会の運営	E2-5

＜重点課題2 若者世代・子育て世代が幸せに暮らせるまちの基盤づくり＞

市域の約6割を占める多摩ニュータウンは、初期入居から50年を経過し、当時一斉に入居した子育て世代の高齢化や世代層の偏り、公共施設の更新時期をまもなく一斉に迎えることが差し迫った課題となっています。本市は、こうした機会を新たなまちづくりのチャンスとして捉え、第2期基本計画においては、3つの取り組みの方向性のもとで、「発信！未来へつなぐまち・多摩」を掲げ、ニュータウン再生の取り組みをはじめとして、企業誘致や創業支援、公共施設の更新、再生可能エネルギーの普及など、多摩市を元気にする様々な取り組みを市民の皆さんとともに進めることにより、「暮らし続けたい、暮らしてみたい多摩」を発信してきました。

他方、ソフト面でも、保育園・幼稚園、学童クラブの待機児童対策等の子育てしやすい環境づくりに加え、「日本一英語の話すことができる児童・生徒の育成」を目指して、グローバル化に対応した教育を進めるなど、若者世代・子育て世代に対して、魅力あるまちづくりを進めてきました。

健幸まちづくりのさらなる推進に向け、第3期基本計画においても、少子化による人口減少を抑制していくために、「若者世代・子育て世代が幸せに暮らせるまちの基盤づくり」を重点課題に掲げ、子育て環境の整備や教育環境の充実を図り、若者世代・子育て世代にとって魅力あるまちづくりをソフト・ハードの両面から進め、人口流入や定住促進を図っていきます。また、多摩市には、子育て・教育にとっての非常に恵まれた環境があり、行政・地域での様々な支援策・支援体制が充実していることを積極的に発信していくとともに、支援を必要とする子どもたち・若者たちへも目を向け、必要な支援体制を構築していきます。

＜重点課題の解決に向けた視点＞

2-① 子育てがしやすいと思える保育・教育環境の充実

⇒保育・教育環境の充実を通じて、子育てがしやすいまちとなっているか？

2-② 市独自の子ども・子育て支援や教育の推進

⇒子ども・子育て支援や教育の推進のため、魅力あるサービスが提供できているか？

2-③ 支援を必要とする子ども・若者へのサポート・体制づくり

⇒支援を必要とする子ども・若者に切れ目のない支援体制が構築できているか？

2-④ 子育て世代にもやさしい都市基盤の維持・向上

⇒子育て世代の流入や定住促進につながる豊かな都市基盤が確保されているか？

2-⑤ 駅周辺の再整備・再構築によるまちの個性と魅力の創出

⇒若者世代・子育て世代にとって個性的で魅力あるまちづくりができているか？

2-⑥ 様々な選択肢をもった働き方を実現するための環境整備

⇒働く場と雇用環境の多様性が確保されているか？

●重点課題2の解決に向けた6つの視点に対応する具体的な取り組み

重点課題解決に向けた視点		主にこのような取り組みを行います！	施策
2-①	子育てがしやすいと思える保育・教育環境の充実	子どもと親子の居場所づくりの推進	A1-1
		保育所及び学童クラブ待機児童対策の強化	A1-2
		持続可能な放課後子ども教室活動	A1-3
2-②	市独自の子ども・子育て支援や教育の推進	持続発展教育・E S Dの推進	A2-1
		英語教育の推進	A2-1
		貧困の連鎖を防ぐための支援の強化	B2-2
2-③	支援を必要とする子ども・若者へのサポート・体制づくり	児童虐待の防止と早期発見・早期支援	A1-1
		世代に応じたひきこもり支援の推進	A1-4
		子ども・若者を支援するしくみづくり	A1-4
		保護者、関係機関等との連携の推進	A2-2
2-④	子育て世代にもやさしい都市基盤の維持・向上	地域特性に応じた街づくりの推進	E2-1
		多摩ニュータウン再生の推進	E2-1
		「公園施設長寿命化計画」の推進	E2-2
		緑地、里山など既存樹林、水環境の保全	F1-1
		まちの環境美化の推進	F1-1
2-⑤	駅周辺の再整備・再構築によるまちの個性と魅力の創出	新しい文化の創造と発信	C2-3
		聖蹟桜ヶ丘駅周辺地区の活性化の推進	D1-4
		多摩センター駅周辺地区の活性化の推進	D1-4
		永山駅周辺地区の活性化の推進	D1-4
2-⑥	様々な選択肢をもった働き方を実現するための環境整備	新たなしくみによる産業振興の推進	D1-1
		国・都の制度を活用した企業支援	D1-1
		企業誘致の推進	D1-1

<重点課題3 市民・地域と行政との新たな協働のしくみづくり>

本市は、「多摩市自治基本条例」の前文で述べている「市民が、市民の手で、市民の責任で主体的にまちづくりにかかわる」まちづくりを実現するため、第2期基本計画においては、3つの取り組みの方向性のもとで、「市民がデザインするまち・多摩の創造」を掲げ、「わがまち学習講座」などの市民主体のまちづくりに向けた人材の育成・養成や、大学・企業との連携の推進など、市民との協働によるまちづくりを進めてきました。

しかし、行政課題の複雑化や市民の価値観の多様化を背景に、行政だけでは支えきれない様々なニーズは増加している一方、地域においても、コミュニティの希薄化や、公共的な活動を支える担い手不足などが、引き続き深刻な課題となっています。

また、これまで多摩市自治基本条例に基づき、市民との協働によるまちづくりを推進してきましたが、定年退職で現役をリタイアした後も引き続き就労を継続する方が増えているなど、社会のあり方が大きく変わってきている中で、地域での支え手をこの世代だけに求めることは難しくなっています。

地域でのつながりは、支える側・支えられる側のどちらにとっても、健幸の効果をもたらします。そのため、第3期基本計画では、「市民・地域と行政との新たな協働のしくみづくり」を重点課題に掲げ、これまで地域を支えてきていただいた世代に加え、現役世代を含めた幅広い世代に、地域の支え手となり、行政に参画してもらえるよう、コミュニティエリアなどの地域を単位とした協働のしくみを構築することで、市民・地域と行政が連携し、大学や企業など様々な地域資源を活用しながら、地域が抱える課題解決を図っていくしくみをつくっていきます。

<重点課題の解決に向けた視点>

3-① 地域活動を市が後押しするためのしくみづくり

⇒多摩市の実情に合った地域の自治のしくみが構築できているか？

3-② だれもが地域活動に参画できる環境整備

⇒働きながら、子育てをしながら、地域活動に参画できる地域・体制となっているか？

3-③ 「だれもが支え手」の地域づくり

⇒ひとりでも地域とのつながりや生きがいを持ちながら暮らしていける地域となっているか？

3-④ 地域防災・防犯活動を通じた結びつきの強化

⇒いざという時の共助につながる地域コミュニティが形成されているか？

3-⑤ 多様性を尊重し、だれもがいきいきと活躍できるまちづくりの推進

⇒性別や国籍、障がいの有無に関わらず、全ての人が尊重され、地域で活躍できるまちになっているか？

3-⑥ 現役世代の声を地域に活かすしくみづくり

⇒現役世代の声を市政や地域に反映させることができているか？

●重点課題3の解決に向けた6つの視点に対応する具体的な取り組み

重点課題解決に向けた視点		主にこのような取り組みを行います！	施策
3-①	地域活動を市が後押しするためのしくみづくり	大学や企業等と連携した地域づくりの推進	C1-1
		地域担当職員の配置	C1-2
3-②	だれもが地域活動に参画できる環境整備	現役世代の地域参加・行政への参画の促進	C1-2
		地域懇談会・地域委員会の設置	C1-2
3-③	「だれもが支え手」の地域づくり	多摩市社会福祉協議会との連携と支援	B2-1
		民生委員・児童委員活動の充実	B2-1
		地域包括支援センターの組織及び機能の強化	B3-1
		地域の支え合い活動への支援	C1-1
3-④	地域防災・防犯活動を通じた結びつきの強化	市民の防災意識の向上と自主防災組織の活性化	E1-1
		市民の防犯意識の向上及び自主防犯活動への支援	E1-2
		自主的な防犯活動団体の結成及びネットワーク化の促進	E1-2
3-⑤	多様性を尊重し、だれもがいきいきと活躍できるまちづくりの推進	関係機関との連携・協議等を通じた障がい者支援の推進	B4-2
		(仮称)障がい者差別解消条例の制定に向けた市民参画	B4-2
		多文化共生の取り組みの推進	C2-2
		S O G I に関する取り組みの推進	C3-2
3-⑥	現役世代の声を地域に活かすしくみづくり	現役世代の地域参加・行政への参画の促進【再掲】	C1-2
		地域をコーディネートできる人材の養成【再掲】	C1-2
		地域懇談会・地域委員会の設置【再掲】	C1-2

第2編 分野別計画

1 分野別計画の見方

体系についての見方

●各章のタイトルは基本構想に掲げる6つの「目指すまちの姿」に一致します。「目指すまちの姿」を実現することにより、基本構想の「将来都市像」を実現していきます。

第1章 子育て・子育てをみんなで支え、 子どもたちの明るい声がひびくまち

A1 子どもを育てることがうれしいと思えるまちづくり【子育て】

- A1-1 子どもの健やかな成長への支援
 - (1) 子どもの成長への支援
- A1-2 子育て家庭への支援
 - (1) 子育て家庭への支援
- A1-3 子育て・子育てを育む地域づくり
 - (1) 地域社会全体での子育て支援
- A1-4 子ども・若者に対する多角的な支援
 - (1) 支援が必要な若者に対する切れ目のない支援体制の確立

●「目指すまちの姿」を実現するための「政策」です。各章に1～4つの政策を掲げます。

A2 人と学びを未来につなぐまちづくり【教育】

- A2-1 確かな学力を育む教育の推進
 - (1) 新学習指導要領の全面実施に伴う教育課程の充実及び指導方法の工夫・改善
- A2-2 豊かな心を育む教育の推進
 - (1) 道徳教育や集団活動を通じた人権尊重の精神の涵養や人間関係形成力の育成
 - (2) いじめや不登校の未然防止と組織対応を重点とした取組の推進
- A2-3 健やかな体を育む教育の推進
 - (1) 健康の保持増進のための指導の充実
 - (2) 体力向上に向けた教育活動の充実
- A2-4 児童・生徒の学びを支える環境づくり
 - (1) 児童・生徒・学校への支援の推進
 - (2) 地域との連携の推進

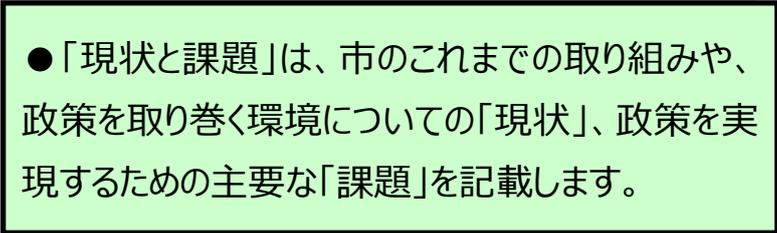
●「政策」を実現するための「施策」です。政策ごとに2～5つの施策を掲げます。

●「施策の目指す姿」の実現に向けた今後10年間の「主な施策の方向性」です。施策ごとに1～4つを掲げます。

政策A 1 子どもを育てることがうれしいと思えるまちづくり

<現状と課題>

2015（平成 27）年度から始まった……

- 
- 「現状と課題」は、市のこれまでの取り組みや、政策を取り巻く環境についての「現状」、政策を實現するための主要な「課題」を記載します。

施策についての見方

● 施策の目的（何のためにやるか）と、目的が達成されたときの 10 年後の「まちな姿」を記載します。

施策
A1-1

子どもの健やかな成長への支援

1 施策の目指す姿

子どもたちが、のびのびと、その子らしく育つために……

2 施策の成果指標・目標値

指標名	現状値	目標値	目標値
	2017(平成 29)年度	2022 年度	2028 年度
① ●●●事業への参加者数	■■■人	■■■人	■■■人
② ●●●達成率	■■%	■■%	■■%
③ ●●●数	■■■	■■■	■■■

【出典：①・③●●●課 ②●●●調査】

- 「施策の目指す姿」の実現に向けた取り組みを行うことにより得られる成果を数値で表すことで、毎年度の達成状況を分かりやすく表します。
- 目標値を設定し、事業の重点化・縮減や優先順位などを検討する上での判断材料とすることで、施策の目指す姿の達成に向けた進行管理を行います。
- 第 3 期基本計画の成果指標の設定にあたっては、社会環境など外的な要因による影響を受けやすい最終アウトカム^{※1}でなく、市の取り組みによる成果がなるべく反映されるものになるよう、原則として初期・中間アウトカムを設定しています。
- 現状値は、原則として、2017（平成 29）年度の数値を用います。

※1 **アウトカム（初期・中間・最終）**：事業実施による具体的な活動量や活動実績を測る指標である「アウトプット（活動指標）」に対し、受益者（地域・市民）の観点からみた具体的な成果や効用を測る指標のこと。成果指標とも言う。サービスの直接的な受益者への影響が大きいものを「初期アウトカム」と言い、地域社会全体へ影響が波及するものを「最終アウトカム」と言う。また、その中間に位置するものは「中間アウトカム」と言う。

● 政策の「現状と課題」を踏まえ、「課題解決」＝「施策の目指す姿の実現」に向けた今後 10 年間の主な施策の方向性を記入します。※括弧数字で記入

3 主な施策の方向性と今後 4 年間の重点的な取り組み

(1) ●●●への支援

① ■■■■■推進（視点 1－①、視点 2－①）

● 未就学児の……

●

② ■■■■■活動の支援

● 様ざまな……

(2) ●●●の充実

① ■■■■■参加の充実

● 子どもたちの……

② ■■■■■の早期支援

● だれもが……

4 施策の実現に向けて市民は……

● 子どもを……

● 家庭では……

● 様ざまな……

● 事業者は……

5 関連する主な計画

◆ 多摩市子ども・子育て支援事業計画

● 今後 10 年間の主な施策の方向性を踏まえた取り組みのうち、「今後 4 年間の重点的な取り組み」を記入します。※丸数字で記入

● どの「重点課題解決に向けた視点」に対応しているのかがわかるように、「視点 1－①」のように対応する「重点課題解決に向けた視点」の番号を記載しています。

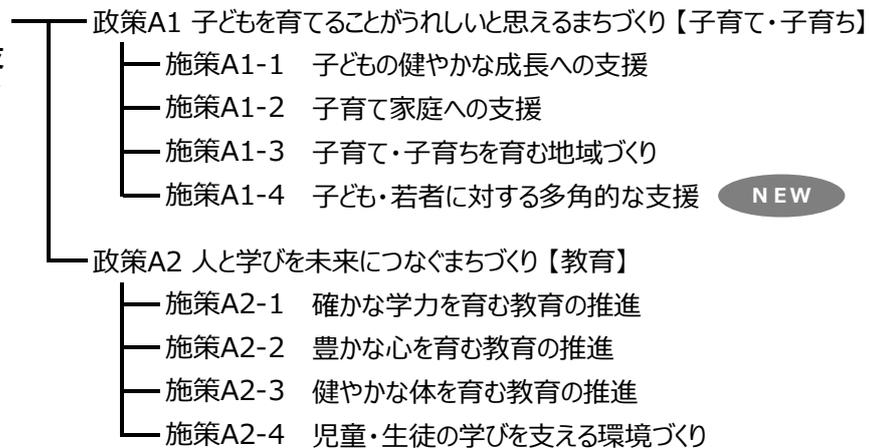
※番号は P30、32、34 参照

● 施策の実現に向けた市民の取り組みを例示として示します。ここでいう「市民」は、個人としての市民だけではなく、「家庭」、「地域」、「事業者」など多摩市自治基本条例上に定義されている幅広い意味での市民を指します。

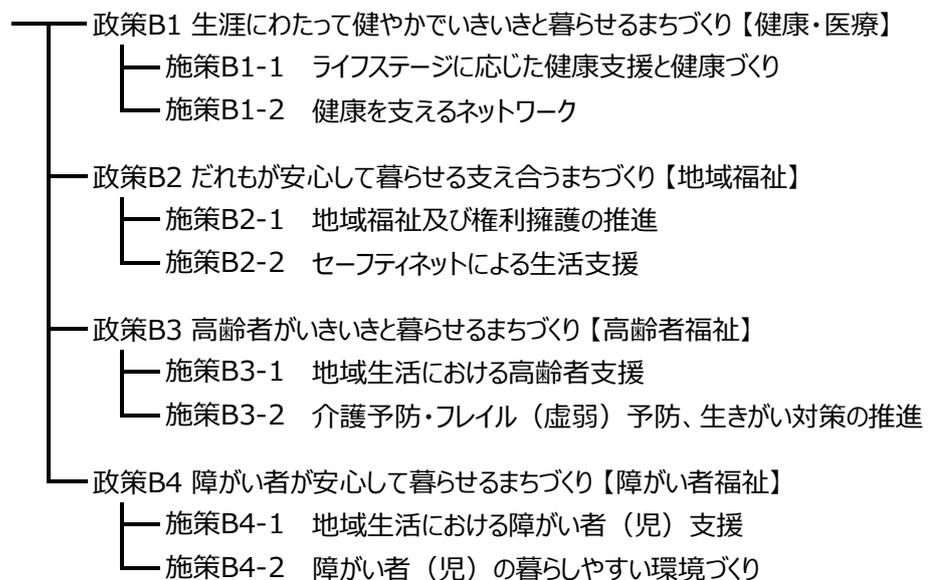
● 記載にあたっては、市民アンケートや市民ワークショップから出された意見、現在既に行われている取り組みなどから、代表的な取り組みを抜粋しています。

2 基本計画の目標体系

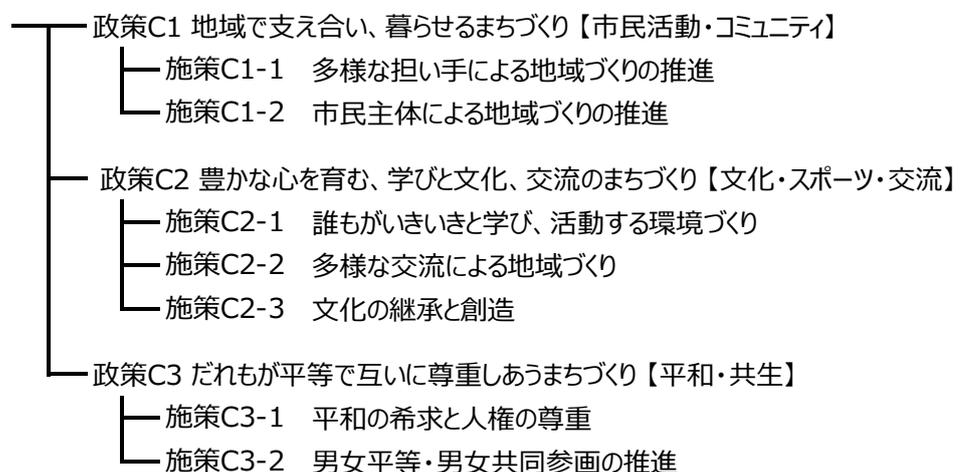
【目指すまちの姿1】
子育て・子育てをみんなで支え、子どもたちの明るい声がひびくまち



【目指すまちの姿2】
みんなが明るく、安心して、いきいきと暮らしているまち



【目指すまちの姿3】
みんなで楽しみながら地域づくりを進めるまち



【目指すまちの姿4】

働き、学び、遊び みんなが
活気と魅力を感じるまち

政策D1 人々が集い、働く、活気と魅力あふれるまちづくり【産業振興・雇用・観光】

- 施策D1-1 産業振興による地域経済の活性化の推進
- 施策D1-2 観光の視点からのまちの魅力づくりの推進
- 施策D1-3 農業者と市民が支える都市農業の推進
- 施策D1-4 拠点地区活性化の推進 **NEW**

【目指すまちの姿5】

いつまでもみんなが住み続け
られる安全で快適なまち

政策E1 安全・安心のまちづくり【防災・防犯】

- 施策E1-1 減災・防災体制のさらなる強化
- 施策E1-2 暮らしの安全を守るまちづくりの推進

政策E2 安心して快適に暮らし、移動できるまちづくり【都市づくり】

- 施策E2-1 次世代につなぐ都市づくりの推進 **NEW**
- 施策E2-2 適正な公共施設等の維持・更新
- 施策E2-3 安全で快適な移動空間の確保
- 施策E2-4 街の活力を高める交通ネットワークの強化
- 施策E2-5 良質な住宅の確保と居住環境の形成の促進

【目指すまちの姿6】

人・自然・地球 みんなで環
境を大切にすまち

政策F1 地球と人にやさしい持続可能なまちづくり【環境】

- 施策F1-1 自然環境・都市環境の保全と創出
- 施策F1-2 スマートエネルギー社会の構築
- 施策F1-3 資源循環社会の構築
- 施策F1-4 環境を支える人づくりとパートナーシップの形成

※施策名の後方に「NEW」のマークが付いている3つの施策は、第3期基本計画から新たに追加した施策を示しています。